

茨城県国民健康保険団体連合会 令和8年第1回理事会議事録

1 日 時 令和8年2月5日(木)
午後1時30分

2 場 所 茨城県市町村会館 4階
茨城県国民健康保険団体連合会「第一会議室」

3 付議事項

(1) 報告事項

(総会報告事項)

報告第 1号 役員の退任について

[専決事項：令和7年第5回理事会(書面審議)：令和7年8月29日可決]

報告第 2号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払
特別会計歳入歳出予算補正について

[専決事項：令和7年第6回理事会(書面審議)：令和7年10月24日可決]

報告第 3号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払
特別会計歳入歳出予算補正について

報告第 4号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事
業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

報告第 5号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係
業務特別会計歳入歳出予算補正について

(理事会報告事項)

報告第 6号 監事監査(上半期分)の開催結果について

[令和7年12月4日付け理事長専決処分]

報告第 7号 茨城県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正す
る規則について

(2) 議決事項

(総会提出議案)

- 議案第 1 号 茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について
- 議案第 2 号 茨城県国民健康保険団体連合会特別会計の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 3 号 茨城県国民健康保険団体連合会予防接種委託料支払規則の制定について
- 議案第 4 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 5 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会負担金・手数料及び委託料について
- 議案第 6 号 茨城県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分について
- 議案第 7 号 茨城県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分について
- 議案第 8 号 茨城県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分について
- 議案第 9 号 茨城県国民健康保険団体連合会会務運営積立金の処分について
- 議案第 10 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 11 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 12 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 13 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 14 号 令和 8 年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

- 議案第15号 令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第16号 令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第17号 令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
- 議案第18号 令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会旧国保会館跡地貸付事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第19号 令和8年度一時借入金及びその限度額について
- 議案第20号 役員の補充選任について
- (理事会提出議案)
- 議案第21号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第22号 茨城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第23号 茨城県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について
- 議案第24号 茨城県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 茨城県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について
- 議案第26号 茨城県国民健康保険団体連合会 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 令和8年第1回通常総会の招集について

(3) 協議事項

- ・令和8年3月に開催する理事会について

(4) その他

・令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会職員採用について

4 出欠報告

(1) 本人出席 (5名)

理事長	小田川	浩	副理事長	原	浩道
常務理事	森田	達也	理事	針谷	力
理事	松丸	修久			

(2) 書面参加 (10名)

副理事長	高梨	哲彦	副理事長	橋本	正裕
理事	沼田	和利	理事	五十嵐	立青
理事	大谷	明	理事	大塚	秀喜
理事	小林	宣夫	理事	國井	豊
理事	山田	修	理事	松崎	信夫

5 議 事 (開会 午後1時30分)

事務局

ただ今から、令和8年第1回理事会を開催いたします。

なお、本理事会の議事録につきましては、後日、本会ホームページに掲載し、公表いたしますので、あらかじめご承知おき願います。

それでは、開会にあたりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

理事長

(あいさつ)

事務局

続きまして、本日の出席理事数を報告いたします。

理事定数16名のところ、本人出席5名、書面参加10名、欠員が1名、合計15名ですので本理事会は成立いたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、理事長にお願いいたします。

理 事 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を決定したいと思います。

慣例によりまして、私から指名させていただきます。

議事録署名人に、古河市の針谷理事、守谷市の松丸理事の両名にお願いしたいと思います。

それでは、付議事項に入ります。

この内容については、時間の都合もありますので、議案書とともに配付してあります「令和8年第1回理事会付議事項の概要」に沿って説明させることにいたしますので、ご了承願います。

はじめに報告事項ですが、報告第1号から報告第7号までの総会報告事項及び理事会報告事項について、一括して事務局より説明願います。

事 務 局

(報告第1号から報告第7号までについて説明)

理 事 長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(特になし)

理 事 長

それでは、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議決事項に入らせていただきます。

はじめに総会提出議案ではありますが、議案第1号「茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について」か

ら、議案第3号「茨城県国民健康保険団体連合会予防接種委託料支払規則の制定について」を一括議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案第1号から議案第3号までについて説明)

理事長

以上で議案第1号から議案第3号までの説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(特になし)

理事長

質問がないようですので、議案第1号から議案第3号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

理事

本来は1議案ずつ採決することが基本であり、まとめて採決すると無効になってしまうおそれがあります。

理事長

それでは、1議案ずつ採決していきます。

議案第1号「茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について」は原案のとおり決定してよろしいか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第2号「茨城県国民健康保険団体連合会特別会計の設置に関する規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり決定してよろしいか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号「茨城県国民健康保険団体連合会予防接種委託料支払規則の制定について」は原案のとおり決定してよろしいか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

(議案第4号について説明)

理 事 長

以上で議案第4号の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

理 事

情報セキュリティ関連で、例えば個人情報の取扱いについて契約の際にリーガルチェックを入れていますか。

事 務 局

現在、契約の内容では、個人情報の取扱いについては破棄することまで記載があるものもありますが、破棄まで記載がないものもあり、口頭での確認になっているところもございますので、今後検討していきたいと考えております。

理 事

契約書の内容はリーガルチェックを入れたうえで、損害賠償の部分とかはつきりさせた方がいいと思います。

理 事 長

そのほかにご質問等ございますか。

(特になし)

理 事 長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第4号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第5号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会負担金・手数料及び委託料について」から、議案第19号「令和8年度一時借入金及びその限度額について」までの15議案については、予算関係の議案でありますので、一括議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

(議案第5号から議案第19号までについて説明)

理 事 長

以上で議案第5号から議案第19号までの15議案についての説明が終わりました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

理 事

今後、国保と後期高齢者医療制度の被保険者は減少していくと認識していますが、特に障害者関係の請求が急増している状況を国保連はどう考えていますか。

事 務 局

今のところ、システム的に介護保険では、ケアプランの内容と実際に提供したサービスとでチェックする方法等がありますが、障害者につきましては、ケアマネジャーがいないので、本人と事業所のほうで契約をしてサービスを提供するという実態で、本当にその内容が適切なサービスを受けているのかという点、やはり疑問な点等もあるかと思えます。

本会としましては、支給申請の関係でサービス提供の実施記録等がありますので、実際に前月と同じような計画でサービスを提供しているかどうかなど点検強化し、保険者、県、連合会で連携しながら怪しい事業所には県のほうで立入検査をしていただいて、適切な使用に努めていただくことしかないのかなと思えます。

理 事

県と連携しながらぜひお願いします。

おそらく各自治体で障害者関係は急増していると思えます。

理 事 長

事業所を見ると株式会社が多く、営利目的なのかもしれません。しかも急増しているので、監視する制度が追いついていないと思えます。

事 務 局

本会としては、申請内容をチェックすること、怪しい事業所については、市町村及び県と連携しながら取組んでいきたいと思えます。

理 事 長

よろしくお願ひします。
その他、ご質問等ございますか。

(特になし)

理 事 長

質問がないようですのでお諮りいたします。
議案第5号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会負担金・手数料及び委託料について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号「茨城県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第7号「茨城県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第8号「茨城県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第9号「茨城県国民健康保険団体連合会会務運営積立金の処分について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第10号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第11号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第13号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第14号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第15号「令和8年度茨城県国民健康保険

団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第16号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第16号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第17号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第17号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第18号「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会旧国保会館跡地貸付事業特別会計歳入歳出予算について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第18号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第19号「令和8年度一時借入金及びその限度額について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第20号「役員の補充選任について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

(議案第20号について説明)

理 事 長

以上で議案第20号の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

ご質疑等がないようですので、議案第20号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第21号「令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳

出予算補正について」を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案第21号について説明)

理事長

以上で議案第21号の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、議案第21号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第21号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第22号「茨城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について」から議案第26号「茨城県国民健康保険団体連合会 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について」までの5議案については規則関係の議案でありますので、一括議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(議案第22号から議案第26号までの5議案について説明)

理 事 長

以上で議案第22号から議案第26号までの5議案の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

ご質疑等がないようですのでお諮りいたします。

議案第22号「茨城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないと認め、議案第22号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第23号「茨城県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第23号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第24号「茨城県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第25号「茨城県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第25号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第26号「茨城県国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第27号「令和8年第1回通常総会の招集について」を議題といたします。

事務局より、説明願います。

事 務 局

(議案第27号について説明)

理 事 長

以上で議案第27号の説明が終わりましたが、ただ今の説明のとおり、開催することによろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
続きまして、協議事項に入ります。

「令和8年3月に開催する理事会について」をご協議願います。

事務局より説明願います。

事 務 局

(協議事項「令和8年3月に開催する理事会について」説明)

理 事 長

以上で説明が終わりましたが、ただ今の説明のとおり、書面審議とすることによろしいでしょうか。

理 事

国保連合会は巨額を扱っており、予算補正など我々理事が審議し議決していますが、組織全体を監査する外部監査として監査を受けアドバイス等をいただくことを検討してみてもいかがでしょうか。

事 務 局

現在、公認会計士による毎月の監査、市町村における監事監査を年2回、監事監査をしていただいている市町村国保主管課長に年4回監査していただいております。

また、内部でも毎週課長級による通帳と日計表の突合作業を実施しております。

理 事

会計関係は監事監査や会計監査を実施していますが、組織全体の在り方であったり、組織そのものも検証していただく機関がありますので、そういうところに監査をお願いすることも検討していただいたほうがいいのかなど思っていますのでよろしく願いいたします。

理事長

それでは、3月に開催する第2回理事会については、書面審議により開催することでご異議ありませんか。

一同

異議なし。

理事長

それでは、3月に開催する第2回理事会は書面により開催いたします。

続きまして、「その他」として、「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会職員採用について」を、事務局より説明願います。

事務局

(その他「令和8年度茨城県国民健康保険団体連合会職員採用について」説明)

理事長

ご質問等ございますか。

理事

年齢制限の状況について教えてください。

事務局

昨年までは27歳を上限としていましたが、45歳までに拡大しました。それにより、応募者数が2倍に増加した中から2名採用しました。

理事長

他にご質問等ございますか。

副理事長

長期的な定数管理はありますか。

事務局

現在、125名ですが、今後自治体支援という業務が入ってくる可能性が非常に高くなっております。そういったことも含めまして、5年間で定数である127名に達するように採用のほ

うをしていきたいと考えております。

副理事長

当市では一昨年から2人しか新卒者を採用していない状況であります。各種業務にAIを導入していき、10年以内には窓口業務は人がいないような状況が想定されます。

理事

もっと早い時期が想定されますね。

副理事長

当市にも実際そういったセールスがきており、様々な提案をしている。特に審査支払業務はAIを活用して人手がかからずやれるようにしていくわけですね。

そうすると、この業務がどのくらいの業務量になるのか精査しないと、保険者支援を始めようとも、各業務がどのくらいの業務量になるのか分からなければ、職員数として何人が正しいのか分からないと思います。

理事

我々理事は国保連合会の業務については把握できていない部分があるので、国保連合会組織全体の監査をしていただければ、我々理事も適正な人員か判断ができると思います。

事務局

今後AIの活用とともに、職員数は減少してく方向になっていくのだろうと、今後検討していかなければなりません、先行導入しております支払基金で実績等が明確に出ていないということ。また、支払基金との審査支払システムの共同開発の件では、当初の予定では令和8年に運用が開始するところが、現在のところでは令和13年稼働ということで、大幅に運用開始時期を遅らせているという状況です。

長期的になってはしまいますが、支払基金との審査支払システムが稼働したうえで、どれだけの職員数が整理できるの

か、必要な職員数はどのくらいかを精査し、支払基金の実績等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

副理事長

当市では職員採用の応募人数が減少傾向にあり、民間企業がたくさんあると、当市で募集しても応募者が少なくなってきていますので、採用できる時に優秀な人材は採用すべきだと思いますので、意見として付け加えておきます。

事務局

承知しました。

理事

(第一会議室に掲示されている国保税納付勧奨ポスターを見て)

国民健康保険税と国民健康保険料がありますが、どちらが正しいのですか。

事務局

間違っているかもしれませんが、茨城県内ですと、44市町村のうち42の自治体が「料」で2つの自治体が「税」ではないかと思います。

理事

「税」は義務だけど、「料」では徴収できなくなってしまうと思います。私は「税」だと思ってました。

事務局

国民健康保険制度は「料」から始まりました。

その後、市町村が条例で「税」として採用していると思います。県内では「料」を採用しているのは1保険者だけだと思います。

理事長

他に何かございますか。

理 事

来年度から診療報酬の改定が予定されていますが、改定を見込んでの予算編成でよろしいですか。

事 務 局

プラス改定になり、医療機関等からの請求額が大きくなりますので、当然それを見込んでの予算編成となっております。

理 事 長

その他、事務局で何かありましたら、お願いいたします。

事 務 局

(「国保総合システムの今後の開発について」説明)

理 事 長

ただ今の説明でご意見等ございますか。

理 事

開発はどこが行っていますか。

常務理事

開発については、国保中央会で行ってございまして。それと国のDX、医療分野のDXを推進する流れの一つとして位置づけとしてデジタル庁もかなり絡んでいる状況です。

理 事

現場の声を聞きながら開発していただきたいです。

常務理事

これについては、我々国保47国保連合会も、総合調整会議というのを開催していますが、たくさんの意見が出ました。反対意見も出ましたし、本当に安くなるのかという意見もあったり、たくさんの意見がありましたが、最後はもう厚生労働省がこれでやるという方針を出したのが昨年の7月でして、その流れで現在に至ってます。

我々も成果が上がるように、協力しながらやっていかなければならないと思っております。

理 事 長

それでは、以上をもちまして理事会での付議事項は、すべて
終了いたしました。

事 務 局

以上をもちまして、令和8年第1回理事会を閉会いたしま
す。

(閉会 午後2時47分)

議事録署名人